

○研修修了者に係る登録制度の運用について

〔平成10年4月1日付け 10林野組第36号〕
〔林野庁長官より各都道府県知事あて〕

(一部改正)平成23年 4月 1日 22林政経第284号
(一部改正)平成24年 2月 8日 23林政経第290号
(一部改正)平成25年 3月28日 24林政経第333号
(一部改正)平成25年12月17日 25林政経第330号
(一部改正)平成28年 4月 1日 27林政経第337号

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する研修修了者名簿への登録等の運用については、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について（平成8年5月24日付け8林野組第120号、労働省発職第141号農林水産事務次官・労働事務次官依命通達）第5の2の(4)に基づき、下記のとおり定めたので、御了知のうえ、その円滑かつ適切な実施にご配慮願いたい。

記

第1 趣旨

一定の能力を身につけた林業労働者を農林水産省が備える研修修了者名簿に登録することにより、林業労働者の能力評価に資するとともに、これらの者の就業状況を把握し、林業労働力の確保に資する。

第2 研修修了者名簿への登録

1 登録の区分

研修修了者名簿への登録は、林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の3区分とする。

2 登録を受けることができる者

(1) 林業作業士（フォレストワーカー）の登録を受けることができる者は、次の全ての基準に該当する者とする。

ア 森林施業に3年以上従事していること

イ 別表1-1に掲げる部門ごとに定める研修時間を修了していること

ウ 別表1-2に掲げる安全講習等を修了していること

(2) 現場管理責任者（フォレストリーダー）の登録を受けることができる者は、次の全ての基準に該当する者とする。

ア 森林施業に5年以上従事していること

イ 別表2-1に掲げる部門ごとに定める研修時間を修了していること

- ウ 別表 2 - 2 に掲げる安全講習等を修了していること
 - エ 別表 1 - 2 に掲げる安全講習等のうち半数以上の講習等を修了していること
- (3) 統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の登録を受けることができる者は、次の全ての基準に該当する者とする。
- ア 森林施業に 10 年以上従事していること
 - イ 別表 3 - 1 に掲げる部門ごとに定める研修時間を修了していること
 - ウ 別表 3 - 2 に掲げる安全講習等を修了していること
 - エ 別表 1 - 2 に掲げる安全講習等のうち半数以上の講習等を修了していること
 - オ 別表 2 - 2 に掲げる安全講習等のうち半数以上の講習等を修了していること

3 登録の実施

(1) 登録の申請の方法

研修を修了し、名簿への登録を受けようとする場合は、別紙様式 1 により、都道府県の実施する研修を受講した者については都道府県知事又は林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）を、その他研修実施機関が実施する研修を受講した者については当該研修実施機関をそれぞれ経由して農林水産大臣に申請するものとする。

(2) 登録の申請期間

(1) の登録の申請は、毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日までに行うものとする。

(3) 名簿への記載

農林水産大臣は、(1) の申請を受け、前項(1)から(3)に該当すると認める場合には、別紙様式 2 の研修修了者名簿に記載するものとする。

(4) 登録の通知

農林水産大臣は、研修修了者名簿への登録を行った旨を別紙様式 3 の「研修修了者名簿登録証」を添えて、別紙様式 4 により申請者に通知するものとする。

(5) 登録の有効期限

研修修了者名簿への登録の有効期限は、研修修了者名簿登録証の発行日（以下「登録の日」という。）から起算して満 5 年を経過する日の属する年度の末日とする。

なお、研修修了者名簿への登録の有効期限内に、他の区分の追加登録を受けた場合には、当該追加登録を含む全ての登録を受けた区分について、その最終の登録の日から起算して満 5 年を経過する日の属する年度の末日を新たな有効期限とする。

(6) 登録の有効期限の延長

農林水産大臣は、第 4 に定める就業状況の報告が期限までに提出され、次に掲げる登録の区分に応じそれぞれ次に定める安全講習等を全て修了していることが確認できた場合は、研修修了者名簿に記載する登録の有効期限を 5 年間延長することができる。この場合において、農林水産大臣は、速やかに、その旨を別紙様式 5 により登録者に通知するものとする。

ア 林業作業士（フォレストワーカー）：別表 1 - 2

イ 現場管理責任者（フォレストリーダー）：別表 1 - 2 及び別表 2 - 2

ウ 統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）：別表 1 - 2、別表 2 - 2 及び別表 3 - 2

(7) 登録の取消

農林水産大臣は、登録を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消すことができるものとする。

- ① 本人の死亡が確認された場合
- ② 本人からの申出があった場合
- ③ 申請等の内容に虚偽が確認された場合
- ④ 第4に定める就業状況の報告が期限までに提出されなかった場合

4 関係機関への連絡

林野庁長官は、前項(4)の通知を行ったときは、研修修了者名簿の写しを都道府県知事及び支援センターへ送付する。

第3 閲覧

農林水産大臣は研修修了者名簿から、都道府県知事及び支援センターは研修修了者名簿の写しから、別紙様式1に定める項目のうち申請者が関係者の閲覧に供することを希望しない項目を除いた項目を、それぞれ、事業主その他の関係者からの求めに応じて閲覧させることができるものとする。

第4 就業状況の報告

- 1 第2の3の(3)の登録者は、登録の日（登録の有効期限内に他の区分の追加登録を受けた場合は、その最終の登録の日）から起算して満5年を経過するごとに、当該時点における就業状況について、別紙様式6により勤務先の所在する都道府県（申請時点で勤務先が無い場合には自宅の所在する都道府県）の知事又は支援センターを経由して林野庁長官に報告するものとする。
- 2 前項の報告の期限は、満5年を経過する日の属する年度の末日とする。

附則（平成25年3月28日）

平成25年3月28日付け24林政経第333号「研修修了者に係る登録制度の運用についての一部改正」の施行前に実施された研修に係る研修修了者名簿への登録の基準については、なお従前のおりとする。

附則（平成25年12月17日）

- 1 平成25年12月17日付け25林政経第330号「研修終了者に係る登録制度の運用についての一部改正」（次項において「本通知」という。）による改正後の別表1-2の基準は、同日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年11月30日までの間の申請に係る研修修了者名簿への登録に当たっては、本通知による改正前の別表1-2に掲げる安全講習等を修了した者は、本通知による改正後の別表1-2に掲げる安全講習等を修了したものとみなす。この場合において、本通知による改正前の別表1-2の基準の適用に当たっては、同表(ウ)に掲げる安全教育について、本通知による改正後の別表1-2(カ)に掲げる特別教育に代えることができるものとする。

別表 1 - 1

部門	研修時間	項目
共 通	2 7	林業の社会的責任と関係者との協働、無災害の推進、チームワークとコミュニケーション、業務効率化の推進
現 場 管 理	3 9	メンテナンス
森 林 調 査	1 8	森林調査・測量
森 林 整 備	7 5	造林、育林、間伐、かかり木等処理、森林整備
素 材 生 産	5 4	チェーンソー伐倒・造材・集材、高性能林業機械等による造材・集材
路 網 開 設	1 2	森林作業道
全 体	2 6 1	共通、現場管理、森林調査、森林整備、素材生産、路網開設の各部門ごとに定める研修時間を含めた総研修時間

別表 1 - 2

安全講習等
(ア) 普通救命講習 (イ) 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 (ウ) 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 (エ) 伐木等の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第 10 条関連） (オ) 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第 9 条関連） 又はシヨベルローダー等の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第 7 条の 2 関連） (カ) 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第 8 条の 3 関連） (キ) 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第 8 条の 2 関連） (ク) 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第 9 条の 2 関連） (ケ) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 (コ) 不整地運搬車運転技能講習

- (㊦) 小型移動式クレーン運転技能講習
- (㊧) 玉掛技能講習

別表 2 - 1

部門	研修時間	項目
共通	6	無災害の推進、チームワークとコミュニケーション、業務効率化の推進、組織と人のマネジメント
現場管理	9	現場作業管理、安全衛生管理
森林調査	6	森林調査・測量
森林整備	9	森林整備
素材生産	9	高性能林業機械等による造材・集材
路網開設	9	森林作業道
全体	54	共通、現場管理、森林調査、森林整備、素材生産、路網開設の各部門ごとに定める研修時間を含めた総研修時間

別表 2 - 2

安全講習等	
<ul style="list-style-type: none"> (㊦) 造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 (イ) はい作業主任者技能講習 (ウ) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 	

別表 3 - 1

部門	研修時間	項目
共通	12	林業の社会的責任と関係者との協働、無災害の推進、チームワークとコミュニケーション、業務効率化の推進、組織

		と人のマネジメント
企 画	1 0	森林情報・森林境界、施業集約化
営業・販売	6	営業・販売
現 場 管 理	1 5	現場作業管理、安全衛生管理
全 体	4 9	共通、企画、営業・販売、現場管理の各部門ごとに定める 研修時間を含めた総研修時間

別表 3 - 2

安全講習等
(7) 安全衛生推進者養成講習

研修修了者名簿登録申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿
(経由)

申請者 氏 名

研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通達）に基づき、研修修了者名簿への登録を下記のとおり申請します。

記

1 研修修了者の氏名等

フリガナ 氏 名	
性別・生年月日	
フリガナ 住 所	
電 話 番 号	
勤務先の名称及び住所	
勤 務 先 電 話 番 号	

2 登録の区分

登録の区分	1 林業作業士（フォレストワーカー） 2 現場管理責任者（フォレストリーダー） 3 統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）
既登録番号	第 号

- ※ 該当する番号を○で囲むこと。
- ※ 研修修了証書（写し）等を添付すること。
- ※ 現場管理責任者（フォレストリーダー）及び統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）に登録を申請する場合であって既登録番号がある場合には記入すること。
- ※ 上記の内容は、申請内容の確認のほか第2の3の（6）に規定する登録の有効期限の延長の手續に係る連絡等、本通知の運用に必要な範囲で使用することがある。

3 関係者の閲覧に供することを希望しない項目

- 1 氏名 2 性別 3 生年月日 4 住所 5 電話番号
6 勤務先の名称 7 勤務先の住所 8 勤務先電話番号 9 登録の区分
- ※ 該当する番号を○で囲むこと。

別紙様式2

研修修了者名簿

登録番号	登録年月日	氏名	性別	生年月日	住所	電話番号	勤務先の名称	勤務先の住所	勤務先の電話番号	登録の区分			登録の有効期限	就業状況	備考
										林業作業士	現場管理責任者	統括現場管理責任者			
第号	年月日														

(記載要領)

- 1 登録番号は各年度を通じて連番とする。なお、登録を取り消す場合には、当該登録番号を欠番とする。
- 2 就業状況報告（登録の日から起算して満5年ごと）により、住所、電話番号、勤務先の名称及び住所、勤務先の電話番号の変更が確認された時は、当該登録内容を訂正する。
- 3 「登録の区分」の欄は、林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の該当箇所に○を記載する。
- 4 「登録の有効期限」の欄は、「登録の区分」の欄で○を記載した区分のうちで直近で登録を行った区分に係る登録の有効期限を記載する。
- 5 「就業状況」の欄は、別紙様式6「就業状況報告書」における就業状況の番号を記載する。
- 6 「備考」の欄は、勤務先の所在する都道府県の支援センター名を記載する。ただし、申請時点で勤務先が無い場合は、自宅の所在する都道府県の支援センター名を記載する。

研修修了者名簿登録証

氏 名

生年月日

年 月 日付けの申請に基づき、あなたを農林水産省が備える研修修了者名簿
に（ ）として登録したことを証します。

登録番号 第 号

年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印

※（ ）には、林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）のいずれかを記載。

番 号
年 月 日

研修修了者登録通知書

殿

農林水産大臣

年 月 日付けで申請のあった研修修了者名簿への登録については、申請のとおり 年 月 日付けで登録したので「研修修了者名簿登録証」を添えて通知します。

この登録の有効期限（以下「有効期限」という。）は、登録の日から起算して満5年を経過する日の属する年度の末日（ 年3月31日）となっていますので、登録の日から起算して満5年を経過後、有効期限までに、別紙様式により就業状況の報告を林野庁長官に提出してください。

有効期限までに報告が行われ、かつ、登録の区分に応じた安全講習等を全て修了していることが確認できた場合は、研修修了者名簿に記載する有効期限を5年間延長することができますので、ご注意ください。

なお、申請等の内容に虚偽が確認された場合や就業状況の報告が期限までに提出されなかった場合は、登録を取り消すことがあります。

（別紙様式 6 を添付）

番 号
年 月 日

研修修了者名簿における登録の有効期限の延長通知書

殿

農林水産大臣

年 月 日付けで就業状況の報告がありましたので、登録の有効期限を 年
3月31日まで延長したことを通知します。

この通知の日から起算して満5年を経過後、有効期限までに、別紙様式により就業状況
の報告を林野庁長官に提出してください。

有効期限までに報告が行われた場合は、研修修了者名簿に記載する有効期限を5年間延
長することができますので、ご注意ください。

なお、申請等の内容に虚偽が確認された場合や就業状況の報告が期限までに提出されな
かった場合は、登録を取り消すことがあります。

(別紙様式 6 を添付)

就 業 状 況 報 告 書

年 月 日

林野庁長官 殿

登録者 氏 名

現在の就業状況について、下記のとおり報告します。

記

登録者氏名及び 登録番号	フリガナ 氏 名 登録番号 第 号
登録の区分	※林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）のうち該当するものを全て記載。
性別・生年月日	性別（男・女） 生年月日（ 年 月 日）
住 所	〒 ※登録申請時又は前回報告時と変更なき場合は記載不要。
電 話 番 号	※登録申請時又は前回報告時と変更なき場合は記載不要。
勤務先の名称及 び住所	※登録申請時又は前回報告時と変更なき場合は記載不要。
勤務先電話番号	※登録申請時又は前回報告時と変更なき場合は記載不要。

<p>就 業 状 況</p>	<p>1 登録申請時又は前回報告時と同様 2 林業に就業しているが、勤務先を変更 3 林業以外の職業へ転職 (現在の職業：) 4 転職中であるが、再び林業への就業を希望 5 離職 6 離職中であるが、再び林業への就業を希望 7 その他</p> <p style="text-align: right;">※該当する番号を○で囲むこと。</p>
<p>関係者の閲覧に 供することを希 望しない項目</p>	<p>1 氏名 2 登録の区分 3 性別 4 生年月日 5 住所 6 電話番号 7 勤務先の名称 8 勤務先の住所 9 勤務先電話番号 10 就業状況 ※ 該当する番号を○で囲むこと。</p>
<p>安全講習等の修 了確認欄</p>	<p>1 普通救命講習 2 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 3 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 4 伐木等の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第10条 関連） 5 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育 規程第9条関連）又はシヨベルローダー等の運転の業務に係る特 別教育（安全衛生特別教育規程第7条の2関連） 6 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育 規程第8条の3関連） 7 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規 程第8条の2関連） 8 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特 別教育規程第9条の2関連） 9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能 講習 10 不整地運搬車運転技能講習 11 小型移動式クレーン運転技能講習 12 玉掛技能講習 13 造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 14 はい作業主任者技能講習 15 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 16 安全衛生推進者養成講習 ※ 修了している番号を○で囲むこと。</p>

※ 各区分ごとに有効期限の延長には次に記載する安全講習等の修了が必須

林業作業士（フォレストワーカー）：1～12

現場管理責任者（フォレストリーダー）：1～15

総括管理現場責任者（フォレストマネジャー）：1～16

※ 上記の内容は、申請内容の確認及び第2の3の(6)に規定する登録の有効期限の延長の手續に係る連絡等、本通知の運用に必要な場合に限り使用することがある。